

上陸地支局長等會同に於ける經理局
説明事項

昭和二二、二四、
第一復員省

第一、豫算に就て

一、本年度豫算の概要に就て

- (一) 本年度豫算は國內的には既に閣議決定を得
目下聯合軍司令部に於て審査中である、
第二復員省関係ノ豫算は総額二十億二千萬圓
と決定せられたが其の内容は後述する様に主体
は外地部隊の復員に要する經費であるから復
員速度の變更により將來修正を要するものである
右豫算の實行計画の大要に就き説明する
- (二) 内地官署の維持に要する經費

右の内
総額 一九八、七三三、二一九円(豫算総額の%)
人件費(俸給備給諸手當) 一五三、九七三、〇〇〇円

事務費

四四、七五〇、〇〇〇円

にして在來の實質額から考へると事務費は相當壓縮せられ不足勝であると認めらるゝ情況である、
(ロ)外地部隊の復員に要する經費

総額 一四七、二六五、〇〇〇円(七三%)

其の内容は

(1) 在外部隊將兵の本年四月以降現地滞留間の給與(留弁宅渡諸給與を含む) 五八二、三〇八、〇〇〇円

(2) 終戦前の未支給の俸給、戦地増俸、賞與等の給與 八〇、〇〇〇、〇〇〇円

(3) 終戦後本年三月迄の未支給俸給及十一月迄の戦地増俸 三七五、〇九七、〇〇〇円

(4) 帰還後の帰郷旅費 三八〇、七七七、〇〇〇円
 (5) 産傷人に對する退職賞與の追給 五四、四四七、〇〇〇円

等であつて在來所謂既得權に屬するものに付きては削減をしなければならぬ程であり、其の個別的給與内容は従前に比し著しく減少せられたのは極めて遺憾である。

(ハ) 約四十五萬に達する死没者に對する賜金其の他の經費

総額 二九六、一七五、七九五円(一四%)

其の内訳は

- (1) 死亡賜金及葬祭料 一四七、六七五、〇〇〇円
- (2) 遺骨帰郷旅費及家族出頭旅費 一三五、〇〇〇、〇〇〇円
- (3) 慰靈祭執行遺骨輸送等に要する經費

にして死没者特別賜金の停止せられた今日、英靈及其の遺族に對する給與としては極めて僅少であり誠に御氣毒の次第である

三、職員者鉄道經費

五二四七〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 (三%)

以上述べた諸給與の内容に付て、以後で説明する。

(二)上に述べた様に本年度豫算の大部分は個人に對する給與に關するもので、機械的に運用せらるるものであつて、特に運用の餘地あるものはないのである。

事務費に在來の毎員額から考へると非常に窮屈で不充分と考へられ、各官署の業務執行を制約することになるとの豫想される、斯く言ふ様に本年度豫算には所有面に互り不充分であること、を痛感するものであるが、敗戦日本現下の財政能力、經濟状態に鑑

又國家豫算全般との関連に於て考ふるならば遺憾ながら亦已むを得ないものと謂はなければならぬ。そこで我々は豫算の持つ意義を改め考へなければならぬ

戦時中の臨時軍事費豫算は戦争遂行と言ふ至命令に従ふ戦勝獲得を第一義として専ら戦争一木槍にて編成運用シテ来たのでその意味に於て情況により他の條件は之を二義的に考へ業務に随伴して豫算を執行して来たのであるが今や局面は一轉し豫算が編成を規定し業務の範圍を制約する事態となりその運用上臨軍的觀念を以ては到底円滑なる處理を完し得ないことになった。

依て豫算を執行する各官署に於ては右の趣旨を克く諒解シテ豫算の範圍に於て業務を迅速円滑に遂

行する觀念を以て處理せられ度いのである、尚嚴に注意せられ度いことは豫算は業務の内容を規定するものであるから之に基き或程度の業務の取捨をなすことは當然であるが只豫算に捉はれ豫算が無
い、又は足りないからと言ふて必要なる業務遂行を消極不徹底にする筈のことの無い様にせねばならぬ
例へば旅費の如きものは復員業務の性質上當然相當多額を要するのであるが之が令達額は必しも要求を充足し得ないであらうから業務實施上必要ならば個々の定額を制限して旅行回数を多くして任務達成を圖る筈豫算の活用について工夫して欲しいのである。

又従來の例を見ると豫算を超過して實行した後日増額を上申し來るものが甚しき普通となつて居

るが斯う言ふことは今年度豫算に於ては絶對不可能の事であるから必ず豫算上の手當を爲したる上で契約し又は命令すると言ふ豫算使用の原則によつて実行して貰ふ度の本件吳々も御注意して欲しい點である。

二 編成定員と豫算との關係に就て

次に編成定員と豫算との關係に就て説明する、
一般會計に於ける豫算の意義は前に述べた様に業務の範圍及其の程度を規定するものであるから編成定員の問題も絶對に豫算の範圍内に於て處理せられなければならず今回の編成改正に於ける定員の問題も右の趣旨で決定せられてゐる。
然し現在の復員業務の幅は主として外地部隊の復員速度に關連して相當浮動性があるので官署によ

つては必ずしも年間を通じて一定の人員を擁して居る必要もなく又それでは不便な場合もあり得るので今回は各官署に於て其の業務推移に應じて自主的にその要員を調整し得ることとした即ち

(1) 中央より示達せられた事務官、嘱託、^{の定員}雇入は年間を通じて平均定員である。従つて業務の繁栄に應じて多少の増減を爲し得る。そして之を規制する基準は豫算である。即ち本年度各官署に對する人件費豫算は示達された定員に夫々の單價を乗じて得た額を一年間の俸給又は傭給の折要額として令達するのであるが各官署は其の定員と科目別令達豫算の範圍内で大局的に業務繁栄推移の状況を判断し定員の増減を爲

し得るのである。そして、後員局及該下官署全体を
通じた定員の調節は、補任上中央に於て統制す
ることとした。

(ロ) 三級以上の事務官に要する俸給豫算は「俸給科目
一本にて合達されるので、或る官署の例へば二級事務
官に對する給與額に餘裕があり、他方三級事務
官に對する豫算に不足を生ずる様な場合は、前者
者の餘裕額を後者に融通して使用することと差
支へない。

嘱託、雇傭人の給與である「傭給」に付ては同様である
が「傭給」と「俸給」との間には流用を制限してある
ので注意を要する。

(ハ) 編成上明示された嘱託は夫々二級又は三級事務
官の官制的定員の不足を補ふ意味のたので、常時

勤務する者と考へてゐる。そこで勤務の長短はあ
るとしても其の勤務中は事務官と同様の給与を實
施して良いのである。右の人員以外に勤務上必要があ
つて囑託者を採用しようとする場合は雇傭人引
當の定員と豫算を喰つて實情に適ふ給与を實
施して差支へなきものである。

(二) 前各節の場合當然の事ながら今後の昇給の場合
を考慮し其の財源豫算を適當に控除し置く
を要する

以上は豫算と人事との關係に付き各官署の運用の
要領を説明したのであるが次の事項は制限せられ又
は上申により中央統制を要する

(一) 二三級事務官の定員は最大限配當人員の二級に
ありては三割、三級にありては五割を越ゆることは

出来ない

(2) 業務遂行を確保する必要上、高級者のみ多く

することには当然避けなければならぬ

(3) 事務官定員と嘱託・雇傭人定員との間の融通

は上申認可を要する

(4) 二級・三級事務官相互の融通も上申認可を要

する

以上を要約すると復員局全体としては官制定員
と成立豫算の範囲内に於て業務の状況を考へ合せ
て自由に各官署の人員の増減調節を爲し得るもの
でありその一部分としての各官署も其の配当された
基準定員と豫算の範囲内に於て毎員情に即する
様に運用することが出来る。

之の點を充分諒解しすべし定員と豫算を北も有

效に活用することとを切望する。

1036